

水俣市監査委員公告第2号

水俣市監査基準第4条第2項に規定する定期監査のうち、令和3年度前期分を実施しましたので、同基準第23項の規定により、監査の結果に関する報告を別添のとおり公表します。

令和3年10月11日

水俣市監査委員 坂本 幸則



水俣市監査委員 真野 頼隆



令和3年度財務監査（定期監査：総務課所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和3年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和2年度総務課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（総務課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和3年4月14日（水）から4月15日（木）まで

イ 本監査 令和3年4月20日（火）から5月17日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

- ア 領収書について、領収書の発行が不要との申出があったものについては、領収書を行っていないが、現金出納にあたっては、適切な対応をお願いしたい。(行政管理室)
- イ 現金保管の必要がある場合は、紛失等のリスクを排除できる方法にて管理されたい。
また、入金についても、適切な対応をお願いしたい。(行政管理室)
- ウ 週休日に休息時間を取らずに勤務していたが、6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休息時間をとるようにされたい。(職員係)
- エ 週休日及び休日に勤務を行い、振替休及び代休を取得していない職員が見られたが、管理者は職員の健康管理という面からも、週休日及び休日に勤務を命じる場合は、週休日の振替や代休日の付与を行うようにされたい。(職員係)(行政管理室)
- オ 切手及びはがきの適切な管理をお願いしたい。(行政管理室)
- カ 備品台帳が整備されておらず、不明なものがあつた。関係する部課と協議され、指示を仰がれたい。(情報政策係)
 - ㊦液晶ディスプレイ 10 台購入
 - ㊧オンライン会議用、テレワーク用端末等購入
 - ㊨講座等無観客配信環境整備事業機材購入
 - ㊩オンライン会議用モニター等購入
 - ㊪オンライン会議ツールライセンス売買業務(購入)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

- ア 平成 21 年度の退職手当の過払金について、未収入のまま繰り越されてきているが、平成 26 年度、平成 27 年度には一部が納付されている。引き続き未収金の解消を図られたい。
(職員係)
- イ コピー用紙売買契約において、仕様の設定にあたり、物理的条件の範囲内での質、量の変更（低質化、発注ドットの縮小）を行い、購入価格（落札価格）が抑制できている。
(行政管理室)

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

- ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。
- イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。
- ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。
- エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について

(1) 調定事務について、以下の不備な点が見られた。

⑦ 補助金等の調定日等については、補助金等の交付決定日、交付決定額により、調定日、調定額としてもらいたい。

・ 特別定額給付金給付事務費補助金

(行政管理室)

・ 特別定額給付金給付事業費補助金

(行政管理室)

⑧ 調定日の誤りが見られた。

・ 開示請求に伴う複写機使用料

(行政管理室)

・ 寄附金

(行政管理室)

・ 生命保険取扱事務手数料

(職員係)

3 支出事務について

(1) 退庁管理簿兼時間外勤務命令簿において、以下の不備な点が見られた。

⑦ 訂正印のないもの及び所属課長の押印がないものが散見された。 (職員係) (行政管理室)

⑧ 修正ペンを使用して、修正しているものがあった。

(行政管理室)

(2) 会計年度任用職員の通勤手当の支給に誤りがあるものが見られた。 (職員係 1 件)

4 その他事務について

(1) 検査結果通知書、検査調書において、契約相手方の氏名を省略しているものがあった。

契約書に記載された氏名を記載するべきである。

(職員係)

⑦ 令和 2 年度水俣市職員採用試験 (2 次試験) 作文問題出題及び採点業務

⑧ 令和 2 年度水俣市職員採用試験 (1 次試験) 出題及び採点業務

令和3年度財務監査（定期監査：危機管理防災課所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和3年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和2年度危機管理防災課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（危機管理防災課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和3年4月22日（木）

イ 本監査 令和3年4月26日（月）から5月17日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務に関して、以下の不備な点が見られた。時間外勤務手当の支給に関して、もう一度、確認をしてもらいたい。

㊦ 時間外勤務手当の支給漏れが見られた。

㊧ 時間外勤務命令簿に命令印、依頼課長印の漏れが多数見られた。

㊨ 時間外勤務命令簿がないにもかかわらず、時間外勤務手当が支給されている。

イ 振替簿への記載がされていないので、適切な管理をお願いしたい。

ウ 熊本県消防協会水俣支部補助金について、補助金の確定処理を行ってもらいたい。

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について

- (1) 調定事務について、以下の不備な点が見られた。
 - ㊦ 補助金等の調定日については、補助金等の交付決定日により、調定日としてもらいたい。
 - ・消防防災施設整備費補助金
 - ㊧ 調定日の誤りが見られた。
 - ・行政財産目的外使用料 3件
 - ・防災関係寄附金
- (2) 行政財産の目的外使用許可について、決裁権者は部長であるが、課長決裁となっているものが見られた。

3 支出事務について

- (1) 水俣市土砂災害危険住宅移転促進事業について、財源に補助金等を充当している場合は、財政課の合議を受けられたい。
- (2) 時間外勤務命令簿において、以下の不備な点が見られた。時間外勤務命令簿に関して、もう一度、確認をしてもらいたい。
 - ア 時間外勤務命令簿で訂正印を押していないものが見られた。
 - イ 時間外勤務命令簿に実働時間、控除時間の記載のないものが多数見られた。
- (3) 出張命令簿に記載のないものが見られた。
 - ㊦ 熊本県防災情報共有システム職員訓練研修
 - ㊧ 熊本県庁危機管理防災企画監との打合せ・合志市防災センター見学
 - ㊨ 原子力防災基礎研修
 - ㊩ 消防団長、消防協会支部長・市町村消防担当課長・消防本部総務課長会議
 - ㊪ 令和2年7月豪雨災害対応に関する説明会
- (4) 復命書のないものが見られた。
 - ㊦ 熊本県防災情報共有システム職員訓練研修
- (5) 水俣市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金の資金計画書について、わかりやすい様式の整備をお願いしたい。

4 その他事務について

- (1) 財産台帳について、新規に取得した防火水槽を含む財産台帳等については、その調製が確認できない。台帳において、取得、処分のほか、貸借等の状況も把握することにより、利用更新の手続き（契約期間到来時の処理）、管理経費（利用料、税等）の算定も可能になることが想定できることから、早期の整備に取り組まれたい。

令和3年度財務監査（定期監査：市民課所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和3年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和2年度市民課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（市民課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和3年4月27日（火）

イ 本監査 令和3年5月6日（木）から5月17日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務手当の支給漏れが見られた。 (年金医療保険係 2 件)

イ 切手及びはがきの管理について、以下の不備な点が見られた。

㊦ 切手及びはがきを購入した際は、管理簿への記載をお願いしたい。 (年金医療保険係)

㊧ 1円切手、はがきの台帳を整備されたい。 (年金医療保険係)

ウ 物品購入・修理伺いのないものが見られた。

㊦ 国保連あっせん図書 (年金医療保険係)

㊧ 30代健診返信用はがき (年金医療保険係)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 参考図書の購入について、地元業者から購入することによって送料を抑えてある。

(年金医療保険係)

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について

(1) 調定事務について、以下の不備な点が見られた。

⑦ 補助金等の調定日等については、補助金等の交付決定日、交付決定額により、調定日、調定額としてもらいたい。

- ・個人番号カード交付事業費補助金 (戸籍住民係)
- ・個人番号カード交付事務費補助金 (戸籍住民係)
- ・中長期在留者居住地届出等事務委託費 (戸籍住民係)
- ・人口動態調査事務交付金 (戸籍住民係)
- ・国民年金事務費交付金 (年金医療保険係)

⑧ 調定日の誤りが見られた。

- ・熊本県国民健康保険保険基盤安定負担金 (年金医療保険係)
- ・国民健康保険保険基盤安定負担金 (年金医療保険係)
- ・国民健康保険診療報酬等返還金 (年金医療保険係)
- ・第三者行為納付金 (年金医療保険係)
- ・後期高齢者医療市町村療養給付費負担金返還金 (年金医療保険係)

3 支出事務について

(1) ETCカード使用管理簿で承認印のないものが見られた。 (年金医療保険係)

(2) 消耗品の購入について、年度末に大量に購入しているが、計画的に執行してもらいたい。
(戸籍住民係) (年金医療保険係)

4 その他事務について

(1) 契約で定めた手数料の料率と契約相手方が示す手数料の料率が相違している。契約の料率では、支払超過額が発生することとなるので、適正に処理されたい。また、契約にあたっては、契約担当課の確認を受けることが適当と思われる。 (年金医療保険係)

(2) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める支払時期を超えて支払いをしてあるものが見られた。

⑦ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証印刷業務 (年金医療保険係)

令和3年度財務監査（定期監査：市長公室所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和3年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和2年度市長公室所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（市長公室）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和3年5月10日（月）

イ 本監査 令和3年5月13日（木）から6月21日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 切手の管理について、以下の不備な点が見られた。切手の管理について、適切に管理されたい。

- ㊦ 購入しているが、受払簿に記載のないものが見られた。(政策調整係 4 件)
- ㊧ 切手の種別の記載誤りが見られた。(政策調整係 1 件)
- ㊨ 訂正印のないものが見られた。(政策調整係 1 件)
- ㊩ 使用年月日の記載のないものが見られた。(政策調整係 5 件)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 水俣市ホームページへのバナー広告について、令和 2 年度に新規 1 件の掲載があり、市の収入確保の努力が見受けられる。引続き、広告集めに努められたい。(秘書広報係)

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について

- (1) 広報みなまた及び水俣市ホームページへのバナー方式による広告については、広告審査委員の審査を受けられたい。 (秘書広報係)
- (2) 水俣市ホームページへのバナー方式による広告掲載の決定にあたって、部長決裁によるものが見られた。広告審査会を受け、市長決裁とすることとされたい。 (秘書広報係1件)
- (3) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行うものであることから、調定の起案(日)は、事案の決定(日)以後速やかに行われたい。 (秘書広報係)
 - ㊦ 水俣市ウェブバナー掲載料
 - ㊧ 広報みなまた有料広告掲載料

3 支出事務について

- (1) 出張日の記載に誤りが見られた。
 - ㊦ 10月20日 福岡市 (秘書広報係)
- (2) 水俣市の交際費の支出基準及び公表に関する要綱別表に定める支出区分及び基準によると、「会費・負担金・お樽(祝い酒等)」の区分で支出されたもののうち、「会食費」とするべきと思われる。

交際費は、食糧費同様、その用途が市民の疑念を受けやすいので、留意されたい。 (秘書広報係)

 - ㊦ 企業誘致に係る意見交換会
 - ㊧ 誘致企業及び熊本県・水俣市意見交換会
 - ㊨ 熊本県との地域振興に係る意見交換会

4 その他事務について 特になし。

令和3年度財務監査（定期監査：いきいき健康課所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和3年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和2年度いきいき健康課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（いきいき健康課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和3年5月12日（水）から5月13日（木）まで

イ 本監査 令和3年5月17日（月）から6月21日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 養護老人福祉施設措置費負担金の滞納繰越分（令和元年度分 10,274 円）の収納がないのであれば、令和3年4月1日付けで繰越調定を決定し、納入に係る事務を行われたい。

なお、相続人調査等必要な事務があれば、適正に対応されたい。（高齢介護支援室）

イ 時間外勤務手当の支給について、時間外勤務命令簿の実勤務時間と実働時間の数値に誤りが見られた。（健康推進室1件）

ウ 備品現在高調書（R2.2.28 現在）に記載されていない物品の購入が見受けられる。状況を確認のうえ、台帳に登載する等適切に管理されたい。

なお、主な使途の管理元が他部署である場合は、当該部署との整合等を図られたい。

（健康推進室）

- ㉚ 軽量紙パックリナー 1台
- ㉛ ワチン輸送用保冷容器 2個
- ㉜ 特大アクリルパテーション 3枚
- ㉝ 非接触体温計 113個
- ㉞ 3WAY 非接触体温計 3個
- ㉟ 加湿空気清浄機 2台
- ㊱ 飛沫防止アクリルパテーションA 10枚
- ㊲ 背負動噴 1台
- ㊳ 非接触電子体温計 8個
- ㊴ 幾何形態ボード 1個
- ㊵ 非接触型検温器 1台

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

- ア 高齢者住宅整備資金貸付金の滞納（2件、930,742円）について、今後も引き続き保証人等への催促や納付指導を行うなど、滞納額の解消に努められたい。（高齢介護支援室）
- イ 妊婦健康診査業務委託契約のうち、県外医療機関分に係る委託料（単価）設定の内容を明示されたい。（健康推進室）

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

- ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。
- イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。
- ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。
- エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について

- (1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定（日）は、事案の決定（日）以降速やかに行われたい。

なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに（通知書に記載された日であり、受付日ではない。）、調定計上（収入の決定）を行うこととされている（地方財務実務提要1巻P2, 680 参照）。そこで、（変更）決定があれば、その時に、日、額の（変更）決定を行うこととされたい。

- | | |
|----------------------|-----------|
| ㊦ 市町村老人クラブ活動推進事業補助金 | (高齢介護支援室) |
| ㊧ 熊本市市町村等自殺対策推進事業補助金 | (健康推進室) |
| ㊨ 健康管理事業委託金 | (健康推進室) |
| ㊩ 水俣病相談窓口設置事業委託金 | (健康推進室) |

3 支出事務について

- (1) 支払い遅延となっているものが見られた。

- | | |
|------------------|---------------|
| ㊦ Prot防菌ウェットワイパー | (健康推進室 7 件) |
| ㊧ ニトリスト・フィット | (健康推進室 1 件) |
| ㊨ 公用車修繕料 車検部品代一式 | (高齢介護支援室 1 件) |

- (2) 物品購入・修理伺書で以下の不備な点が見られた。

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| ㊦ 出納員印のないもの。 | (健康推進室 1 件) |
| ㊧ 発注日より起票年月日が遅いもの。 | (健康推進室 4 件) |
| ㊨ 検収年月日より起票年月日が遅いもの。 | (健康推進室 3 件) |
| ㊩ 起票年月日、発注年月日が、請求書、納品書の日付より遅いもの。 | (健康推進室 1 件) |

- (3) 支出負担行為兼支出命令書の支出命令日が、請求書に記載した検収日より早いものが見られた。(健康推進室 1 件)

- (4) ハガキについて、消耗品費で支出しているものが見られた。支出の目的に適した科目にて支出されたい。(健康推進室 1 件)

- (5) 切手の管理について、適切に管理されたい。

- | | |
|---|---------|
| ㊦ 年度末に、当面必要としない物品を購入していないか、疑義があるところである。購入の目的、使途、利用計画、購入計画を確認されたい。 | (健康推進室) |
| ㊧ 切手受払簿について、修正テープでの修正や鉛筆、字の消えるペンでの記載が見られた。 | (健康推進室) |

4 その他事務について

- (1) 水俣市保健センター機械警備業務委託契約の仕様書における「緊急連絡者名簿」の提出状況が不明である。(健康推進室)

- ㊦ 令和3年4月人事異動に伴う内容の連絡

令和3年度財務監査（定期監査：福祉課所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和3年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和2年度福祉課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（福祉課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和3年5月18日（火）から5月19日（水）まで

イ 本監査 令和3年6月1日（火）から6月21日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 行政財産の目的外使用の使用料について、令和元年度分を令和2年度にまとめて請求しているものがあつた。相手側の予算等を考慮し、適切な時期に請求されたい。

(障がい福祉支援係)

イ 調定事務について、令和元年度に時効が成立している保育料を、令和2年度に不納欠損処分をしてあるものがあつた。公債権は、時効の経過により債権は消滅するので、速やかに不納欠損処分をされたい。

(子ども子育て支援室)

ウ 時間外勤務手当の支給誤りが見られた。

(子ども子育て支援室1件)

エ 週休日・休日の振替簿に記載されず、振替休日を取得しているものが見られた。

(子ども子育て支援室4件)

オ 週休日に勤務を行い、振替休を取得していない職員が見られたが、管理者は職員の健康管理をいう面からも、週休日に勤務を命じる場合は週休日の振替休日の付与を行うようにされたい。

(生活支援係)

カ 地域生活支援事業（意思疎通支援事業委託料）について、次の不備な点が見られた。

(障がい福祉支援係)

㊦ 施行伺いの施行見積額に変更があつたものの、訂正印が押されていない。

㊧ 予定価格の積算が不明確である。

㊨ 契約書が複数枚にわたるが、割り印の押印が無い。ホチキス、ステープラー、割り印等により、他の書類は含まれないことを明確にされたい。

㊩ 契約に基づかない請求に対応している。本件については、支払い遅延の防止の観点からも適切な事務処理をされたい。

キ 施工が、仕様書と異なる（時期、回数）ものがあつた。施工の時期や回数について、施設の利用上の観点から実施時期の調整が必要であれば、「必要な指示書の交付による施工の指示」や「業務委託以外の方法との調整」等を行われたい。(子ども子育て支援室)

㊪ 令和2年度園庭管理業務

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 収入事務のうち、令和3年5月18日現在、下記の未収金があるが、今後も戸別訪問等対策の強化を行い、引き続き当該未収金の回収に努められたい。

⑦ 生活保護費返還金 (過年度分) 5,656,765 円

⑧ " (現年度分) 2,175,836 円

⑨ 児童扶養手当返還金 (29年度分) 54,700 円

イ 収入事務のうち、保育料滞納繰越分(法人立)について、令和3年5月18日現在、滞納繰越分が404,200円であるが、不納欠損額が616,000円となっている。悪質な滞納者には給与の差押えなどの滞納処分を検討するなど、徴収に努力され、健全な納入者との公平性を確保する観点からも、滞納額の解消に努められたい。

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について

- (1) 国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに（通知書に記載された日であり、受付日ではない。）、調定計上（収入の決定）を行うこととされている（地方財務実務提要 1 巻 P2, 680 参照）。そこで、（変更）決定があれば、その時に、日、額の（変更）決定を行うこととされたい。
 - ㊦ 熊本県私立幼稚園等緊急環境整備費補助金 (子ども子育て支援室)
 - ㊧ 令和元年度児童手当交付金 (子ども子育て支援室)
- (2) 行政財産の目的外使用許可については、部長の共通専決事項であるが、課長決裁となっているものがあつた。
 - ㊦ 厚生会館棚 (総務係)
 - ㊧ 水俣市こどもセンター (子ども子育て支援室)

3 支出事務について

- (1) 退庁管理簿兼時間外勤務命令簿において、以下の不備な点が見られた。
 - ㊦ 訂正印のないもの。 (生活支援係 4 件)
 - ㊧ 修正ペンを使用しているもの。 (生活支援係 2 件)
- (2) 出張について、以下の不備な点が見られた。
 - ㊦ 出張命令管理簿に記載がなく、復命書が作成されているものが見られた。
 - ・11/13 市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者研修 (子ども子育て支援室)
 - ・11/26 市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者研修 (子ども子育て支援室)
 - ・11/26～27 令和 2 年度熊本県・市婦人相談員連絡協議会第 1 回定期研修会 (子ども子育て支援室)
 - ・11/16 令和 2 年度熊本県福祉総合相談所女性相談課外部講師（弁護士）研修 (子ども子育て支援室)
 - ・2/8～9 市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者研修 (子ども子育て支援室)
 - ㊧ 出張命令管理簿に記載があり、復命書が作成されていないものが見られた。
 - ・6/22 社会福祉施設等指導監査担当職員研修 (子ども子育て支援室)
 - ・7/10 災害救助法の概要説明会 (総務係)
 - ・7/30 被災者生活再建支援法説明会
 - ㊦ 出張命令管理簿にも記載がなく、復命書も作成されていないが、ETCカードの使用が認められるものが見られた。 (総務係 1 件)

4 その他事務について 特になし。

令和3年度財務監査（定期監査：選挙管理委員会所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和3年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和2年度選挙管理委員会所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（選挙管理委員会）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和3年5月26日（水）

イ 本監査 令和3年6月1日（火）から6月21日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 特になし。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。